

令和7年度第2回三春町農業委員会議事録

1 令和7年4月15日（火）午後3時30分より三春町役場2階大会議室において令和7年度第2回三春町農業委員会を開催した。

2 出席委員 13名

1番	大津早苗	2番	佐藤一八	3番	増子義男
4番	橋本文夫	5番	八木沼孫一	6番	武内徹
7番	新田俊男	8番	門馬稔治	9番	大内昌子
10番	佐久間稔	11番	渡辺良一	12番	渡邊重吉
13番	影山忠夫				

3 欠席委員

なし

4 推進委員 12名

1番	山口裕一	2番	遠藤毅	3番	佐久間喜栄
4番	佐久間正光	5番	佐藤義朗	6番	大内忠一
7番	内藤保次	8番	増子智	9番	渡辺勉
11番	本田儀勇	12番	新田善一	13番	渡邊源一

5 事務局からの出席者 3名

事務局長：遠藤 晃

事務局次長：近内信二

事務局主事：本田 侑

6 審議案件

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号 令和7年度最適化活動の目標の設定について

7 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。

8 議長指名により議事録署名人を選任した。

1番 大津早苗 委員

2番 佐藤一八 委員

9 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。
会長の議長でよろしく願いいたします。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 「議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、富沢地内富沢9組集会所から北東へ700mのところ です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした10番佐久間委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 10番 佐久間 稔 委員、現地調査報告

4月9日午前9時25分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、No.1、No.2とも適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いてNo.3について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は過足地内過足集会所から西へ200mのところ です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした5番八木沼委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 5番 八木沼 孫一 委員、現地調査報告

4月3日午前9時から、佐藤委員、事務局と私で現地調査し、申請書を確認しました。

申請地は、現在作付けされている様子はありませんでした。しかし、今後農業に適正に管理することから許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いてNo. 4について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、所有権を移転しようとするものです。
場所は鷹巣地内になり、中妻小学校から西へ700mのところでは

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした12番渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 12番 渡邊 重吉 委員、現地調査報告

4月11日午前9時から、新田委員、事務局と私で現地調査し、申請書を確認しました。

申請地は、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

- 議 長： 続いてNo. 5について、事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、所有権を移転しようとするものです。
場所は沼沢地内になり、中妻小学校から南西へ300mのところでは。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査をした7番新田委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委 員： 7番 新田俊男 委員、現地調査報告
4月11日午前9時30分から、渡邊委員、事務局と私で現地調査し、申請書を確認しました。
申請地は、現在作付けされている様子はありませんでした。しかし、今後農業に適正に管理することから許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議 長： 「議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。
場所は樋ノ口地内御木沢小学校から南へ300mのところでは。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査をした4番橋本委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委 員： 4番 橋本文夫 委員、現地調査報告

- 委員： 4月4日午前9時15分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、北側を田、東側を河川、南側及び西側を公衆用道路に囲まれています。
北側の田とは1m程度の高低差があり、他農地へ及ぼす影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われま
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 渡辺推進委員： 将来、機器が古くなり更新した際に、劣化した機器を敷地内で保管することは無いのか。化学物質などの内容物が漏れ出る恐れは無いのか。
- 6番委員： 近くには小学校がある。よく確認する必要がある。
- 7番委員： 推進委員の方からも意見があったことから、他の事例など確認して、次回の農業委員会で再審議する事でいいのではない
- 議長： その他に質問などありますか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、次回農業委員会で再審議することに意義有りませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、次回農業委員会で再審議するものとします。
- 議長： 続いて、No2について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を資材置き場、現場事務所に一時転用しようとするものです。
場所は三春町企業局から北へ500mのところ
- 事務局： (議案説明)
- 議長： 現地調査をした2番佐藤委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委員： 2番 佐藤一八 委員、現地調査報告
4月3日午前9時30分から、八木沼委員、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、南側の山林の太陽光発電設備造成工事より土砂が流れ込み耕作が一部不可能な状態になっております。本申請は土砂崩れの補修工事及び太陽光設置のための建設資材置き場、現場事務所であり、地区のため早急な対応を求められる工事でもあることからこの一時転用はやむを得ないものと判断されます。
以上、現地調査の報告といたします。

- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第18号 令和7年度最適化活動の目標の設定について

- 議 長： 「議案第18号 令和7年度最適化活動の目標の設定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局： (議案書に沿って概要説明)
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし。
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、異議なしとすることに、ご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。
- 議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第2回三春町農業委員会を終了いたします。

10 令和7年度第2回三春町農業委員会を午後4時45分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 影 山 忠 夫

1 番委員 大 津 早 苗

2 番委員 佐 藤 一 八